

クラウド実践大賞実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「クラウド実践大賞実行委員会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、当分の間、一般社団法人 クラウド活用・地域ICT投資促進協議会に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の中小企業・小規模事業者等（※1）によるクラウドサービス（※2）の導入をきっかけにした業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を見直し生産性・収益性を向上した身近な実践事例を共有し、地域の中小企業・小規模事業者等に対する経営効率化の動機付けとすることにより、将来の成長、競争力強化に寄与することを目的とする。

（※1）「中小企業・小規模事業者等」は、以下のいずれかに該当する個人事業者、企業・法人、又は、それらによって構成される組合・団体等とし、かつ、活動主体が国内にあるものとする。

業種分類	規 模
製造業、建設業、運輸業	資本金3億円以下 又は 常時使用する従業員300人以下 ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）については、 資本金3億円以下 又は 従業員900人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 常時使用する従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下 又は 常時使用する従業員50人以下

サービス業	資本金 5 千万円以下 又は 常時使用する従業員 1 0 0 人以下 ただし、旅館業については、 資本金 5 千万円以下 又は 従業員 2 0 0 人以下 ソフトウェア業又は情報処理サービス業につ いては、 資本金 3 億円以下 又は 従業員 3 0 0 人以下
その他の業種	資本金 3 億円以下 又は 常時使用する従業員 3 0 0 人以下

→上記の業種分類は、日本標準産業分類第 1 3 回改訂分類に基づくもの。

→小規模事業者とは、従業員 5 人以下の商業・サービス業、および従業員 2 0 人以下の製造業その他の事業者を言う。

(※ 2) 「クラウドサービス」とは、クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービス。従来は、利用者側がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していたが、クラウドサービスでは、利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、さまざまなサービスを利用できる。クラウドサービスは、主に SaaS（Software as a Service）、PaaS（Platform as a Service）、IaaS（Infrastructure as a Service）の 3 つの形態で提供されている。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の中小企業・小規模事業者等によるクラウドサービスの導入をきっかけとした身近な実践事例の共有・格付する「全国中小企業クラウド実践大賞」を開催する。同実践大賞は、「クラウド実践宣言」と「クラウド実践コンテスト」で構成し、それぞれの事業を推進するために必要な事項を行う。
- (2) その他前号の目的を達成するために必要な事項を行う。

(委員長)

第5条 実行委員会に委員長（1名）を置く。

2 実行委員会の委員長は、会員の互選により定める。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

(任期)

第7条 委員長の任期は、実行委員会の目的が達成されたときまでとする。

(会員)

第8条 本会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 地域の中小企業・小規模事業者等による商工業の総合的な発展を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資する団体、中小企業・小規模事業者等へのクラウドサービス導入を支援する団体、通信事業者、クラウドサービス提供事業者、金融機関で、本会の目的に賛同した者
- (2) 一般社団法人 クラウド活用・地域ICT投資促進協議会
- (3) その他本会の実施にあたりその目的に賛同し、協力できる団体等

(参加)

第9条 委員として本会に参加しようとする者は、委員の推薦を得て、入会申込書及び法人の登記簿謄本（非法人の場合は納税証明書）の写しを委員長に提出し、承認を得なければならない。

2 委員が死亡又は解散したときは、退会したものと見なす。

(会費)

第10条 会費は無料とする。

(退会)

第11条 委員は、本会を退会しようとするときは、書面でその旨を委員長に届けなければならない。

(除名)

第12条 委員が本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為、又は本会の秩序を乱したときは、委員会において、全委員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

2 前項の規定により委員を除名しようとするときは、委員会において、その委員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会議)

第13条 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 全国中小企業クラウド実践大賞に関する開催計画

(2) 実行委員会規約の制定及び改正

(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会に関する重要な事項

3 実行委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

4 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(解散)

第14条 本会は、令和7年度(2025年度)末に解散する。

2 本会は、委員会において全委員の3分の2以上の同意を得なければ、解散することができない。

(その他)

第15条 この規約の施行について、必要な事項は、委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和元年7月30日から施行する。

(参考)

「クラウド実践大賞実行委員会」の構成

委員長

一般社団法人 クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会 理事長

委員

日本商工会議所

全国商工会連合会

全国中小企業団体中央会

一般社団法人 クラウドサービス推進機構

一般社団法人 日本中小企業情報化支援協議会

一般社団法人 クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会 社員

事務局

一般社団法人 クラウド活用・地域 ICT 投資促進協議会 事務局